

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年2月10日
【会社名】	大幸薬品株式会社
【英訳名】	TAIKO PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 高
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市内本町三丁目34番14号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	06 - 4391 - 1123
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル16階
【電話番号】	06 - 4391 - 1123
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部経理部長 中條 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

2023年2月10日（取締役会決議日）

2. 当該事象の内容

支払補償費の計上

感染管理事業の一部の商品について、需要予測が当初計画から大きく乖離することが当期に明らかになったことから、需要の拡大に備えて発注した商品を途中でキャンセルするとともに、長期購入契約を中途解約しております。これに伴い仕入先に発生した損害分相当の補償として、違約金を負担しております。このため、当第4四半期会計期間において、支払補償費499百万円を特別損失に計上致しております。

課徴金引当金繰入額の計上

当社は、2022年1月20日及び同年4月15日において、消費者庁より、景品表示法に基づく措置命令を受領しました。そのため、景品表示法第8条第1項の規定に照らすと、今後課徴金納付命令が発出される予定となります。課徴金納付命令は本日時点で発出されておりませんが、当社が保有する取引金額等の情報に基づき、当第4四半期会計期間において課徴金引当金繰入額607百万円を特別損失に計上致しております。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2022年12月期第4四半期会計期間において、連結決算及び個別決算ともに、下記の通り特別損失に計上しております。

連結

支払補償費	499百万円
課徴金引当金繰入額	607百万円

個別

支払補償費	499百万円
課徴金引当金繰入額	607百万円

以上